

令和元年9月20日

保護者の皆様

港区立高松中学校
校長 釦持利行
生活指導部

冬服の衣替えについて

秋涼の候、保護者の皆様にはお元気でお過ごしのこととお慶び申し上げます。
さて、本校では、例年10月1日を衣替えの日とし、標準服が夏服から冬服に替わります。
なお、10月1日前後で、一定期間を移行期間とし、天候や気温の関係で、夏服・冬服兼用の期間を設けています。

生徒手帳に記載されている事項をふまえて、ご家庭で冬服のご用意をお願いいたします。
また、身だしなみについてあらためて、ご家庭でも確認していただき、ご協力をよろしく
お願いいたします。

記

- ・冬服への衣替え **10月15日（火）登校時から**

- ・移行期間 **9月24日（火）～10月11日（金）**

- ・身だしなみの確認
 - （1）冬服で登校する場合は上着（紺のブレザーに本校指定のエンブレム・金のボタンを付けたもの）を必ず着用すること。
 ※移行期間中はセーターの着用は不可。（セーターは防寒用のため）
 - （2）男子は、ネクタイをきちんと必ず付けること。
 ※だらしなくならないように。ワイシャツは第1ボタンまでとめる。
 - （3）男子は、ズボンをずりさげたり、引きずったりしてはかない。
 ※折り目をつけてさっぱりと。
 - （4）女子は、リボンをきちんと付ける。
 ※ルーズにならないように。ブラウスは第1ボタンまでとめる。
 - （5）女子は、スカート丈を上げたり、ウエスト部を折ってはかない。
 - （6）防寒着は、Pコート、ダッフルコート。無地で黒、紺色、灰色。
 （手袋、マフラーは着用可ですが、教室では必ず防寒着も含めきちんと脱ぐこと）
 ※セーター、ベストは、学校指定のもののみ。ジャージを防寒着として着用しない。
 ※儀式的行事の時はセーター等は着用しません。
 - （7）身長が伸びる時期なので、冬服のスカート、ズボンの丈を調節しておいてください。